

## 【厚生労働省】「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」の一部改正について（通知）

---

アカウント： 精神保健 ・ <shofuku-seishin@pref.ibaraki.lg.jp>  
件名： 【厚生労働省】「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」の一部改正について（通知）  
送信者： 障害保健 福祉改革(syogaikaikaku) <syogaikaikaku@mhlw.go.jp>  
日時： 2019/05/31 15:22:42  
宛先： 障害保健 福祉改革(syogaikaikaku) <syogaikaikaku@mhlw.go.jp>  
ラベル：  
添付： ★【厚労省】190531【通知】障害者に対する航空旅客運賃の割引について.pdf(185.1KB)

---

障発0531第3号  
令和元年5月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」の一部改正について（通知）

身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る航空旅客運賃の割引については、「障害者に対する航空旅客運賃の割引について（通知）」（平成30年9月21日障発0921第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）によって、周知しているところです。

今般、東邦航空（株）において、新たに精神障害者に対して航空旅客運賃の割引制度が適用されるとともに、身体障害者及び知的障害者に対する割引についても、障害の程度に関わらず手帳を有している者全員に対して、介護者1名まで割引を適用することになりました。

これに伴い、通知を改正し、別添のとおりとすることとしました。今回新しく適用を開始する運賃の割引制度については、令和元年6月1日予約受付分から適用されることとされているので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。

なお、東邦航空（株）が令和元年6月1日までに発券する場合であっても、同日以降に搭乗する場合には、申出により割引が適用されますので、詳細については、同社に問い合わせさせていただく必要があります。

併せて、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

なお、東邦航空（株）へのお問い合わせ先は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

東京愛らんどシャトルお問い合わせセンター

TEL 04996-2-5200 (9:00~17:30)

【ホームページ】

東京愛らんどシャトル公式ホームページ

<http://www.tohoair-tal.jp>